外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

		技術概要:
CISTEC		
2007.01.	(1/3)	

2007.01. (1 / 3)					
別表項番 8	注 釈	判定欄	記入	欄	
別表項番 8 [外為令] 別表 8 の項 (1) 輸出貿易管理令別表第1の8の項の中欄に掲げる 貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの (4 の項の中欄に掲げるものを除く。) [省令]第20条 (第1項) 外為令別表の8の項(1)の経済産業省令で定める技術 は、次のいずれかに該当するものとする。 一 第7条第一号口 又は同条第三号八に該当するものの設計 又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。) 二 前号に掲げるもののほか、第7条各号に該当する貨物 の設計又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。)	注 釈 4の項 第連 技術 が フルを除く フルを フルを フルを フルを スペープ・ルク・トゥー・アルー・アル・アル・アルトゥー・アルトゥー・アルトゥー・アルトゥー・アルトゥー・アルトゥー・アルトゥー・アルトゥー・アルトゥー・アルトゥー・アルトゥー・アルトゥー・アルトゥー	該当 * 対象外 - 【 】	(省令第7条第 (省令第7条第)
 三 第7条第一号口若しくは同条第三号八に該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。) 四 前号のプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。) 五 第三号に掲げるもののほか、第7条各号に該当する貨物を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。) 六 第7条に該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。) 十 第7条に該当するものを使用するために設計したプログラムを除く。) 七 第7条に該当するものを使用するために設計したプログラムを除く。) 八 第一号から前号までに該当する技術(プログラムを除く。) 八 第一号から前号までに該当する技術(プログラムを除く。) を支援するために設計したプログラム 		() () () () () () ()	(省令第7条第 (省令第7条第	号号)